

令和5年3月1日
東京都立鷺宮高等学校

令和5年度東京都立鷺宮高等学校施設開放について（お知らせ）

本校は、都民のスポーツ活動の振興に資するとともに地域に開かれた学校づくりを促進するため、体育施設の開放を行っております。

令和5年度は、下記のとおり開放を予定しておりますので、施設使用を希望する団体は手続きをしてください。

なお、施設使用に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、施設使用時の留意事項の遵守をお願いします。また、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、開放予定が変更又は中止となる場合があることについて、あらかじめご了承願います。

記

1 開放施設、開放種目及び開放日程

開放施設、開放種目及び開放日程は、別紙1「令和5年度学校施設開放事業計画」のとおりです。なお、使用承認後であっても、本校の教育活動上やむを得ず承認の変更や取消しをさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承願います。

2 施設使用の手続き

（1）団体の登録申請（提出期限：令和5年3月15日（水）（厳守）郵送又は持参）

施設を使用できるのは、下記の〔登録団体の要件〕を満たす都立学校施設使用団体として登録された団体となります。

所定期限内に、別紙2「都立学校施設使用団体登録申請書」及び別紙3「登録団体構成表」を本校経営企画室に提出してください。

提出書類の審査後、「都立学校施設使用団体登録証」（有効期限1年間）を交付します。

※〔登録団体の要件〕（下記ア～カをすべて満たしていること）

- ア 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体
- イ 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- ウ アマチュア活動を目的としている団体
- エ 営利を目的としない団体
- オ 団体の運営が組織的かつ計画的に行われており、定期的に活動を行っている団体
- カ その他本校開放事業運営委員会が定める条件を満たす団体

（2）施設使用の申込（提出期限：令和5年3月15日（水）（厳守）郵送又は持参）

別紙1「令和5年度学校施設開放事業計画」掲載の開放日程の中から使用希望日時を選んで、別紙4「都立学校開放施設使用申込書」を本校経営企画室に提出してください。

※手続の簡素化のため、登録申請書の提出と同時に使用申込書の提出をお願いしております。なお、登録申請の審査結果により登録が認められない場合、施設使用の申込は無効となります。

（3）施設使用の決定

複数の団体が同一日時の施設使用を希望している場合は、本校において抽選等により使用日時を決定します。決定後、各団体に「都立学校開放施設使用承認書」を送付します。

(4) 光熱水費負担金（照明及び空調）

体育館の使用にあたり、定額の光熱水費を負担していただきます。施設使用前に納付書により金融機関において納付してください。

照明（電気1回3時間につき）400円、空調（ガス1回3時間につき）400円

(5) 管理指導員の選出

登録団体の中から管理指導員を選出していただきます。手続等については別途通知します。

(6) 貸与物

ア テニスコート：テニスネット、その他学校と協議の上承認されたもの

イ 体育館：バレーボールネット・支柱、その他学校と協議の上承認されたもの

ウ グラウンド：レーキ、その他学校と協議の上承認されたもの

(7) 都立学校開放施設の使用に関する条件及び施設の使用に関するきまりの遵守

施設を使用する登録団体には、登録証に記載された「都立学校施設の使用に関する条件」及び本校開放事業運営委員会が定めた「使用のきまり」を遵守していただきます。遵守いただけない場合は使用承認を取り消すことがあります。

※ 「都立学校開放施設の使用に関する条件」は、下記のとおりです。

- 1 原則として、事前に提出した登録団体の構成員以外の者は、施設を使用できない。
- 2 責任者は、使用日時に使用団体に同行する。
- 3 責任者は、管理指導員との連絡を密に行い、管理指導員の指示等を使用者に周知徹底させる。
- 4 使用者は保険に加入すること。
- 5 学校の敷地内は、全面禁煙とする。
- 6 使用者は、使用承認された施設以外の場所への立入りは厳禁とする。
- 7 使用後は、直ちに設備を現状に回復し、使用箇所・施設の清掃を行う。
- 8 使用者が出したゴミ等は、使用団体が持ち帰る。
- 9 使用者相互の呼出し、連絡等に学校の電話を使用することはできない。
- 10 使用者の事故等に対しては、その団体の責任において適切な処置をとる。
- 11 施設等を破損した場合は、管理指導員に申し出、使用団体が責任を持って速やかに原形に復する。
- 12 その他、登録団体は、都立学校施設開放事業実施要領及び各学校の開放事業運営委員会の定める使用の決まりに基づいて開放施設を使用する。
- 13 登録証及び使用申請書に虚偽の記載があった場合、使用の停止及び登録の取消しをする。
- 14 開放事業運営委員会は、使用状況等から特に必要と判断した場合、使用を取り消すことができる。
- 15 使用承認後でも、学校教育上必要が生じた場合、その承認を変更し又は取り消すことができる。

(8) 新型コロナウィルス感染症の感染拡大予防のための留意事項

別紙5「新型コロナウィルス感染症の感染拡大予防のためのお願い」のとおり

[書類提出先]

〒165-0033 中野区若宮3-46-8

都立鷺宮高等学校経営企画室 Tel 03-3330-0101